

平成 27 年 4 月 15 日

**国立大学法人福島大学**  
**平成 26 年度実施大学機関別認証評価結果について**

**概要**

大学の教育研究水準の向上に資するために 7 年以内ごとに認証評価機関が実施する認証評価について、福島大学は平成 26 年度に受審し、このたび評価結果が通知されたので、公表いたします。

日頃から本学に対し多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、大学機関別認証評価委員会において、標記評価結果が決定しました。そこで、本学の評価結果について、下記の資料に基づきお知らせいたします。

**記**

1. 認証評価リーフレット（「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価—大学の質を保証するために—」）
2. 認定証【写】（認証評価・選択評価事項 B 「地域貢献活動の状況」）
3. 平成 26 年度実施大学機関別 認証評価 評価報告書（抜粋）  
選択評価 評価報告書（抜粋）
4. 学長談話

(お問い合わせ先)

福島大学評価室（渡邊）

電話：024-548-8382

メールアドレス：hyouka@fukushima-u.ac.jp

# 認証評価

－大学の質を保証するために－

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する



- ・大学評価・学位授与機構は、  
○教育評議会等による基盤的な組織構成、教育活動  
を実施するため必要な運営体制
- ・教育研究組織  
○教育研究室・教員の所属する組織等、教育研究  
室・教員の配置、教育研究室に関する評価、教育の質  
と教育研究室の運営の相関性、教育研究室の運営、教育  
研究室の運営に係る課題等
- ・教員及び教員支援者  
○教員の配置、教員の雇用形態等、教員の資  
質の適切な保持／教育支援者の配置、教育相  
助者の活用
- ・学生の受け入れ  
○入学者受け入れ(アドミッション)の明確  
化、入学者を受け入れ、入学手  
順に入学手順調査
- ・教育内容及び方法  
○修士課程教育方針(カリキュラム)の明確  
化、修士課程の構成と実施方針(カリ  
キュラム)の明確化、教育課程の明確化、教育形態、  
学修指導法等、学位授与の明確化、授業評  
定の明確化、評価評価、単位化等、企業認  
定、大学課程専門職学位課程を含む、教  
育系の明確化、実践方針の明確化、教育課程
- ・学生支援  
○奨学金制度等、生活支援等、留学生等、  
外国人留学生等、就職支援等、就職活動の状況  
【選択評議会N】研究会の状況、【選択評議会C】研究会の実際の状況

- ・大学評価・学位授与機構は、  
○教育評議会等による基盤的な組織構成、教育活動  
を実施するため必要な運営体制
- ・教育研究組織  
○教育研究室・教員の所属する組織等、教育研究  
室・教員の配置、教育研究室に関する評価、教育の質  
と教育研究室の運営の相関性、教育研究室の運営、教育  
研究室の運営に係る課題等
- ・教員及び教員支援者  
○教員の配置、教員の雇用形態等、教員の資  
質の適切な保持／教育支援者の配置、教育相  
助者の活用
- ・学生の受け入れ  
○入学者受け入れ(アドミッション)の明確  
化、入学者を受け入れ、入学手  
順に入学手順調査
- ・教育内容及び方法  
○修士課程教育方針(カリキュラム)の明確  
化、修士課程の構成と実施方針(カリ  
キュラム)の明確化、教育課程の明確化、教育形態、  
学修指導法等、学位授与の明確化、授業評  
定の明確化、評価評価、単位化等、企業認  
定、大学課程専門職学位課程を含む、教  
育系の明確化、実践方針の明確化、教育課程
- ・学生支援  
○奨学金制度等、生活支援等、留学生等、  
外国人留学生等、就職支援等、就職活動の状況  
【選択評議会N】研究会の状況、【選択評議会C】研究会の実際の状況

2

法科大学院評議会基準の構成
第1章 教育の理念及び目標
第2章 教育内容
第3章 教育方法
第4章 成績評議会及び修了認定
第5章 入学者選抜等
第6章 教育内容等の改善指図

法科大学院評議会基準の構成

- ・大学評議会・学位授与機構は、  
○教育評議会等による基盤的な組織構成、教育活動  
を実施するため必要な運営体制
- ・教育を中心とした総合評議会  
○国際通用力を重視する評議会
- ・大学の個性伸長と自己改革を促す評議会
- ・社会の理解を深める評議会
- ・行うことで大学の質を保証します。

平成26年5月

# 大学機関別認証評価

大学は、教育研究等の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価(認証評価)を受けています。

## 評価の目的

評価結果をフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てます。

大学の教育研究活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していきます。

## 3

# 法科大学院認証評価

法科大学院は、法科大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けています。(学校教育法第109条)

## 評価の目的

法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を通じて、その質を保証します。

評価結果をフィードバックすることにより、各法科大学院の教育活動等の改善に役立てます。

法科大学院の教育活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していきます。

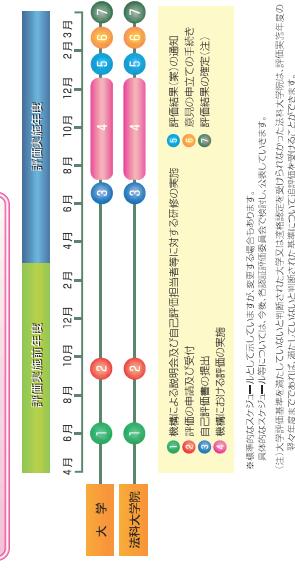
## 大学機関別認証評価の基本的な方針



## 大学評価基準の内容

- 大学の教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、10の基準で構成しています。
- 10の基準は、大学の教育研究活動等の総合的な状況を考慮した大学として満たすことが必要と考えられる内容を規定しており、全ての大学を対象としています。
- 各基準には、基準を遵守した意義・背景等を説明する「趣旨」を記載するとともに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。
- 「基本的な観点」に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定することもできます。

## 認証評価スケジュール



## 法科大学院評価基準の内容

- 評価基準は、法科大学院として構たすことから必要な要素及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を分析するための内容を規定しています。
- 評価基準は、11の章からなり、5つの基準で構成されており、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重要な基準を「重点基準」として設定しています。基準には、各基準に係る説明及び例示を規定した解説指針が付されています。

## 適格認定

- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条に基づき、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられます。



## 認定証

## Certificate

福島大学長 殿

President of Fukushima University

貴大学は独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した  
大学機関別認証評価において大学評価基準を満たしている  
ことを証する

This is to certify that Fukushima University meets the Standards for  
Evaluation and Accreditation of Universities set by the National Institution  
for Academic Degrees and University Evaluation.

平成 27 年 3 月 26 日

March 26, 2015

独立行政法人大学評価・学位授与機構

機構長 野上智行



Negami Tomoyuki

President

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation



## 認定証 *Certificate*

福島大学長 殿  
*President of Fukushima University*

貴大学は独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した  
大学機関別選択評価選択評価事項B「地域貢献活動の状況」において、  
目的の達成状況が良好であることを証する

*This is to certify that the attainment of the goals of Fukushima University  
is regarded as Good based on the Institutional Thematic Assessment of  
the 'Community Engagement' conducted by the National Institution for  
Academic Degrees and University Evaluation.*

平成 27 年 3 月 26 日  
*March 26, 2015*

独立行政法人大学評価・学位授与機構  
機構長 野上智



*Nogami Tomeyuki  
President  
National Institution for Academic Degrees and University Evaluation*

**平成 26 年度実施  
大学機関別認証評価  
評 價 報 告 書**

**福島大学**

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

## I 認証評価結果

福島大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- うつくしまふくしま未来支援センターは、大地震・津波及び原発事故による災害の実態を調査・研究し、それらの成果を基に福島県や関係自治体等とも協力しながら、新しい地域づくりのビジョンと方途を提案する役割を担い、環境、地域政策、教育・心理学、産業復興、放射線、エネルギーの分野に関連して、「被災したこども・若者たちの学びや自立への支援」「地域コミュニティの再生と地域産業の復興への支援」「汚染された自然環境の回復への支援」「新たな可能性を持つ再生可能エネルギーに関する取組への支援」等を行っている。
- 教員業績書（自己評価・自己点検調査票）を基に、各教員の前年度の実績を総合的に評価し、その年度の期末勤勉手当での処遇に反映させている。
- 震災後の福島や復興の状況を学ぶ短期受入プログラムは、アメリカからの留学生に独自のプログラムを提供するとともに、日本人学生にとっても新たな国際交流・異文化体験の場となっている。また、海外からの短期受入学生に対して学籍を付与し、短期プログラムでの学習成果の単位化について制度を整備している。
- 「水・土地の汚染と私たちの健康・生活」「社会と文化専攻入門科目」「地域と行政専攻入門科目」「災害復興支援学」「原子力災害と地域」「現代社会と環境」等、震災・原発関連の地域の実情に基づかれた内容の科目が多数、開講されている。
- 全学の成績評価の正確さを担保する取組として、また、評価結果の透明性と公平性を保つために、成績評価の科目・担当ごとに評価分布表を全教員と全学生に公表している。
- 学士課程、大学院課程共に、成績評価に対する不服申立て制度が明確に定められ、周知され、実施されている。
- 平成19年度以降、文部科学省の各種プログラムに採択された事業は、支援終了後も継続し、学生参画型の「(産直屋台) 街なかマルシェ」「子ども向け科学教室」の企画、運営を行うなどの形で教育内容の多様化を実現している。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に「原子力災害からの地域再生をめざす「ふくしま未来学」の展開」が採択されている。
- 人文社会学群夜間主コース（現代教養コース）については、就職率・就職者数共に、平成23年度以降は、それ以前に比較して大きく伸びている。
- キャンパスライフ活性化事業では、震災後の状況下において机上の学習では得られない体験や経験を通して、学生が自ら主体的に課題や問題を発見し、企画や構想力を育成させ、事業実施による問題解決力の育成や解決方法を学び、被害者の生活支援や地域復興活動を行うことにより、福島県を自分たちの力で元気付けようと地域を巻き込んだ地域活性化事業を展開し、地域に発信している。
- 福島大学人材養成基本方針を策定し、人材養成を実施する体制を整えている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一つの研究科においては、入学定員超過率が高い。

**平成 26 年度実施  
大学機関別選択評価  
評 價 報 告 書**

**福島大学**

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

## I 選択評価結果

福島大学は、「選択評価事項B 地域貢献活動の状況」において、目的の達成状況が良好である。

選択評価事項Bにおける主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 震災、原発事故後に連携協定を締結した双葉8町村における災害復興実態調査、双葉地方住民による震災復興シンポジウム開催、サテライト設置、「郷土に想いを寄せる「同窓会」」事業開催、川内村へのうつくしまふくしま未来支援センターの支援サテライト設置等に学生ボランティアが協力し、震災、原発事故からの復旧、復興に向けた活動を展開し、結び付きを強めている。また、『双葉地方の住民を対象とした災害復興実態調査基本報告書』及び『双葉8か町村災害復興実態調査：基礎集計報告書（第2版）』は復興に向けた課題検討のために有効に活用されている。
- 地方自治体・企業・各種団体等に連携コーディネーターを委嘱することにより、地域課題に関する相談を直接受け付け、地域のニーズに対して迅速な対応が可能となっている。
- 「サイエンス屋台村」「身近な生活の科学」「現代美術クリニック・コース」「夢のキッズアスリートプロジェクト」「バスケットボール」等、地域社会連携事業の地域への浸透度が非常に高い。

平成 27 年 4 月 2 日

## 学 長 談 話

国立大学法人福島大学  
学長 中 井 勝 己

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）により、平成 26 年度の大学機関別認証評価（以下、「認証評価」という。）の評価結果が公表されました。以下に、その内容をお知らせいたします。

### 1. 認証評価の主旨及び受審の経緯

認証評価は、大学の教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7 年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務づけられているものです（学校教育法第 109 条第 2 項及び学校教育法施行令第 40 条）。

本学では、この認証評価制度のもとで、平成 19 年度に引き続き、機構が実施する大学機関別認証評価及び選択評価事項（B：地域貢献活動の状況）を受審することとし、機構が定める基準等についてとりまとめた自己評価書を平成 26 年度に提出しました。

### 2. 評価結果の概要

機構による認証評価の審査は、自己点検・自己評価報告書による書面審査と訪問調査からなっており、審査の結果、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価結果が出されました。

また、大学機関別選択評価（選択評価事項 B 地域貢献活動の状況）についても、目的の達成状況が良好であると評定され、本学に対して認定証が交付されました。

### 3. 今後の取り組みについて

このたびの本学に対する評価結果通知を受け、優れた点については更なる充実に努め、改善を要する点等については早急に改善策を講じます。

さらに、震災・原発事故からの学びにより、新たな地域社会の創造に貢献できる「地域と共に歩む人材育成大学」として使命を果たし、21 世紀課題先進地における中核的学術拠点を目指して、教育研究の質の向上など大学改革を推進する所存であります。